

		番		号	
道路関係補助事業是正命令書					
都道府県知事等					
平成 年 月 日付け第 号で完了実績報告のあった道路局所管国庫補助事業については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第16条の規定により、下記のとおり是正することを命ずる。					
平成 年 月 日					
地方整備局長等					
記					
(例) 平成 年度の補助金の交付決定に係る一般県道 線事業について て現地検査のさい指示した 出来高不足については 月 日までに 手直し工事を完了させること。					

(注) 大きさはA4とする。